

国費補助事業のご紹介

【環境保全型農業直接支援対策事業】

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います。

対象取組については、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで取り組む必要があります。

対 象 取 組		支援単価 (10a当り)
カバークropp	主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付する取組	8,000円
堆肥の施用	主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組	4,400円
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物)	化学肥料及び農薬を使用しない取組	8,000円 (3,000円)
地域特認取組	フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術	6,000円
	リビングマルチ・草生栽培	8,000円

※対象農地は農業振興地域内の農地

※対象農業者はエコファーマー認定を受けていることが条件となります。

(ただし有機農業に取り組む場合は、この限りではありません。)

【融資主体補助型経営体育成支援事業】

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、融資を受けて農業用機械や施設の導入、簡易な土地基盤の整備を行う場合の経費を支援します。

補助金額は融資残額の範囲内で、最大で事業費の3/10以内又は融資額のいずれか低い額となります。(補助金上限300万円)

この支援を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

1	経営改善目標として、以下の目標項目のうち2つ以上（新規就農者は1つ以上）の項目について、事業年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むこと。 ①経営面積を拡大する ②耕作放棄地の解消に資する ③農業の6次産業化に取り組む ④農産物の高付加価値化に取り組む ⑤農業経営の複合化に取り組む ⑥農業経営の法人化の計画がある ⑦外部からの常勤雇用の増加に取り組む
2	現時点での取り組みとして、以下の項目の点数を加算した合計点が高いものから順に採択されます。 ①経営面積の拡大、6次産業化、高付加価値化、複合化に取り組んでいる（1点） ②法人化している（1点） ③新規就農後5年以内（1点）（45才までに就農した場合は1点加算） ④外部から常勤雇用している（1点） ⑤農業研修生を受け入れている（1点） ⑥女性農業者の取組（1点）

※「人・農地プラン」に関することは企画担当課へ（Tel. 211-2406）

問 い 合 せ 先

札幌市農業支援センター

Tel.787-2220

有害鳥獣被害防止～農作物の管理について～

この秋は、ヒグマのえさとなるドングリが全道で凶作となる見込みとなっております。そのため、ヒグマがえさを求めて市街地や畑に出没する頻度は、10月から12月にかけて例年より増える恐れがあるとされています。畑に放置されている農作物は、ヒグマの格好のえさとなる可能性があります。また、ヒグマに限らずエゾシカにも、土に埋めてあったカボチャの残さを、雪の積もった頃に掘り返されたという事例もあります。これら有害鳥獣を呼び寄せないようにするためにも、農作物を畑に放置しないようにして下さい。

問 い 合 せ 先

札幌市農業支援センター

Tel.787-2220